

「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」及び「札幌市歴史文化の観光拠点づくり推進事業」  
企画支援及び実施業務 業務仕様書

1 業務の名称

令和3年度「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」及び「札幌市歴史文化の観光拠点づくり推進事業」企画支援及び実施業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）

3 業務の目的

札幌市の文化財や歴史文化について、観光拠点となる都心部の文化財等を中心に、観光やまちづくりの資源として一層の活用を進めることで、委託者が目指す「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」の形成に寄与するために行う。

本業務は、札幌市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の推進に向け、札幌市が策定する「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業実施計画」及び「札幌市歴史文化の観光拠点づくり推進事業実施計画」（別紙1及び2）に従い、委託者が実施主体となり実施するものである（参考：<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/rekisitekisisan.html>）。

4 業務の内容

下記（1）から（6）の業務を一体的に実施する。内容はそれぞれ記載のものを基本とするが、詳細は企画提案の内容を踏まえて決定する。

（1）市民ワークショップの開催

ア 概要

委託者は、文化財や歴史文化の価値や魅力を観光客や市民に向けて分かり易く発信するコンテンツとして、市民の参加と協力を得て、関連文化財群とストーリー（以下「関連文化財群等」という。）を設定する取組を進めている。関連文化財群等は、令和2年度に初めて3件を設定し、令和3年度も引き続き異なるテーマでの設定を目指している（参考：<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/rekibunkanrenbunkazai.html>）。

本業務では、委託者が令和3年度に設定する関連文化財群等の検討の参考とする市民意見等を効果的に把握するため、市民等が、決められたテーマに関連する札幌の文化財を掘り起こし、その価値や魅力について、観光やまちづくりへの活用の観点で意見交換を行うワークショップを開催する。なお、取り扱うテーマは2件を予定し、地域計画資料編に記載の「関連文化財群とストーリーの設定例」などを元に、別途委託者より提示する。

イ 開催時期及び回数、時間

令和3年6月から8月の間に2回以上開催し、開催時間は各回3時間程度とする。

ウ 参加対象者

毎回20名程度とし、原則、開催するすべてのワークショップを同一参加者により行う。

## エ ファシリテーションの実施

ワークショップにおける参加者の活発な意見交換を促すため、受託者において適切な議論の誘導、発言のサポート等を行う体制を確保すること。その際、取り扱うテーマごと、以下の内容について参加者から多様な意見が引き出されるよう配慮すること。

- a 参加者が考えるテーマに関連する文化財（指定・登録文化財に限らず、できる限り多様な種類となることが望ましい。文化財の定義については、地域計画第3章34頁参照。）
- b 文化財の観光やまちづくりへの活用に向けたアイデア
- c 活用にあたり、発信したい文化財の価値や魅力

## オ 意見の集約等

ワークショップで出た市民等の意見について、簡潔に取りまとめた資料（A4で8ページ程度を想定。）を作成すること。

## (2) モニターツアーの実施

### ア 概要

札幌の文化財や歴史文化を観光資源として磨き上げ、さらなる活用機会を創出するため、関連文化財群等（委託者が令和2年度に設定した関連文化財群等を想定。）をコンテンツに用いたまち歩きなど、来札観光客等が気軽に楽しめるツアーを企画、実施する。また、実施結果を踏まえて、将来的な旅行事業者等による商品化に向けた検証等を行う。

### イ 企画

以下の要件を満たすツアーを企画する。実施予定日の60日前までにツアープランの概要を委託者に提示し、詳細な実施内容は委託者と受託者の協議により決定する。

- a 所要時間が半日程度の日帰りツアーであること。
- b 行程等は、札幌都心部に宿泊する観光客等が気軽に参加できるものであること。
- c 対象は主として道外または市外からの観光客とし、札幌の歴史文化について予備知識がなくても参加可能なこと。
- d 将来的にインバウンドの旅行者を対象とできる内容であること。
- e 参加者が特別な体験を通して高い満足感を得ることができること。

<特別な体験の例>

- ・ 質の高い解説
- ・ 札幌の歴史文化を踏まえたものづくり等の体験
- ・ 普段立ち入ることができない場所の見学
- ・ 食事等の提供、文化財や歴史文化と、その他の観光資源等を掛け合わせた意外性のある演出 など

- f 雨天等で予定したコースを一部変更等する場合の予備的プランが用意されていること。

### ウ 実施時期及び回数

令和3年8月から11月までの間に1回実施すること。

### エ 参加対象者

20人から30人程度とし、一般からの公募による参加者（以下「一般参加者」という。）は10名以上含むこと。なお、一般参加者は、可能な限り市外在住者を多く含むこと。

一般参加者以外に、旅行業、観光業の事業者やメディア関係者、文化財や歴史文化観光に

知見を有する専門家等を参加させること。

オ ツアー代金の設定、徴収

実施後に、将来的な旅行事業者による商品化等を検証することを念頭に、適切なツアー代金を設定し、一般参加者から徴収する。徴収したツアー代金は受託者の収入とする。

カ 実施後の検証及び報告

ツアー実施後、参加者へのアンケート調査、ヒアリング等を行い、将来的な旅行事業者等によるツアーの商品化に向けた課題等を整理の上、今後必要となる施策の方向性をとりまとめて委託者に報告すること。

(3) ボランティアガイド講習会の開催

ア 概要

観光客等に札幌の文化財や歴史文化の価値や魅力を伝える重要な役割を担う、市内文化財施設等で活動するボランティアガイドを支援するため、ガイドの知識技能の向上及び登録者数の増につながる講習会等を開催する。

イ 開催時期及び回数

令和3年6月から12月の間に2回以上開催し、開催時間は1回3時間程度とする。

ウ 参加対象者

原則として、現にボランティアガイドとして活動しているか、今後活動する意向のある者を対象とし、参加者は各回50名程度（合計100名程度）になること。

(4) シンポジウムの開催

ア 概要

札幌の文化財や歴史文化を観光やまちづくりの資源として広く活用する取組をテーマに、講演やパネルディスカッション等（以下「講演等」という。）を行うシンポジウムを開催する。併せて、会場において、札幌の文化財や歴史文化の価値と魅力を紹介する展示や、来場者がこれらを体験して楽しめるコーナーを設け、テーマに関し、広く周知・啓発する機会とする。

イ 開催時期及び回数

令和3年12月から令和4年2月の間に1回開催（開催時間目安10:00～16:00）する。

ウ 観覧形式、目標来場者数

講演等を含め、原則として、来場者が自由に観覧できる形式とし、パネル展示等の閲覧者を含めて1,500人以上の来場を目標とする。

(5) 関連文化財群等のPR及び構成文化財等の周遊促進一般向けパンフレット制作

ア 概要

令和3年度に協議会が設定する関連文化財群等を題材に、来札観光客等に向けその魅力を発信し、構成文化財等の周遊を促すパンフレットを制作する。

イ 他業務等との関連、調整

委託者は、上記4(1)による市民ワークショップでの参加者意見等を参考に、令和3年8月から9月に関連文化財群等の素案（ストーリーの骨子及び主な構成文化財の案をまとめたもの。以下「素案」という。）を作成する。受託者は素案を参考に、パンフレットの制作を開始すること。関連文化財群等の設定、公表（10月以降を想定）後、なるべく速やかに印刷、製本に移れるよう、受託者は、委託者による設定内容の検討状況を踏まえながら制作を進め

ることとし、内容の同一性を保つための打合せを随時行うこと。

#### ウ 業務の範囲、構成等

受託者は、パンフレット制作のため必要な企画、調査及び情報収集（素案で取り上げられていない構成文化財等の把握、概要情報の調査収集含む）、関連文化財群等の魅力が効果的に伝わる文章の執筆（ストーリーのライティング含む）、必要な写真撮影及びイラスト制作を含む一切を行うこと。構成、デザインは、令和2年度に委託者が制作したパンフレット「さっぽろ文化財散歩」のシリーズであることを踏まえた仕上げとする（参考：<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/bunkazaisanpo.html>）。また、内容は有識者等による監修を受けること。

受託者が調査・収集した情報や撮影した写真等の素材（以下「素材等」という。）は、委託者が関連文化財群等の設定、公表の際の資料に転用することがある。受託者は成果物の完成前であっても、委託者の指示により、随時、提供可能な素材等を提供すること。

#### エ 規格

以下の規格を想定しているが、効果的な提案がある場合は異なる規格を採用する場合がある。関連文化財群等のテーマ別に複数種類のパンフレットを制作する場合は、全種類の合計頁数を下記の範囲内（頁数以外は共通規格）とする。

サイズ	色数	紙質	頁数	製本
A5	4色カラー	マットコート紙 90 kg 4C / 4C	24 頁程度	中綴じ製本

#### エ 成果物

- a 印刷・製本済みのパンフレット 4,000 冊
- b 下記の形式で、DVD-R 等の電子媒体に保存したパンフレットの電子データ
  - ・ 入稿データ（Adobe Illustrator 形式。アウトライン化された印刷用データとアウトライン化されていない再編集用のデータ）
  - ・ ホームページ掲載用に適するファイルサイズの PDF データ

### (6) 関連文化財群等の PR 及び構成文化財等の周遊促進子ども向けパンフレット制作

#### ア 概要

令和2年度に委託者が設定した関連文化財群等を題材に、子どもにも分かりやすく、札幌の文化財や歴史文化の価値や魅力が伝わるパンフレットを制作する。

小学4年生から6年生をメインターゲットとし、例えば、初めて札幌を訪れた子どもが、行動を共にする親等の大人と一緒に、まち歩き等の体験を通じて札幌の文化財や歴史文化に触れることを促す内容とする。

#### イ 構成等

イラストや漫画等の表現を多用するなど、対象となる子どもの閲覧意欲を喚起するデザインとし、文章は平易で親しみやすい言葉を選び、適切なふりがなを付すこと。具体的な構成、デザインは、パンフレットの趣旨を踏まえ、類似事例等も参考に受託者が有効と思われる手法を提案し、これを受けた委託者と受託者の協議により決定する。

#### ウ 規格

以下を想定しているが、効果的な提案がある場合は異なる規格を採用する場合がある。

サイズ	色数	紙質	頁数	製本
-----	----	----	----	----

A 5	4色カラー	マットコート紙 90 kg	4 C / 4 C	36 頁程度	中綴じ製本
-----	-------	---------------	-----------	--------	-------

## エ 成果物

- a 印刷・製本済みのパンフレット 2,000 冊
- b 下記の形式で、DVD-R 等の電子媒体に保存したパンフレットの電子データ
  - ・ 入稿データ (Adobe Illustrator 形式。アウトライン化された印刷用データとアウトライン化されていない再編集用のデータ)
  - ・ ホームページ掲載用に適するファイルサイズの PDF データ

## 5 共通事項

### (1) 実施体制

業務の管理及び統括を行う責任者 1 名を必ず配置し、委託者との連絡調整を確実に行うこと。なお、業務着手後速やかに、業務全体の行程表及び各業務の担当者を示す資料を提出すること。

### (2) 連絡調整

各業務の進行において、受託者は委託者と十分に打合せを行い、必要な事項について委託者から指示を受けること。また、委託者が別途、関連する他業務を実施する場合は、必要な連携等を行うこと。

### (3) 参加者の募集及び選定

各業務（上記 4 (5) 及び (6) を除く）において参加者の募集及び応募者多数の場合の抽選を行う。また、必要となる応募者等への連絡、問い合わせ対応を行うこと。

### (4) 会場等の確保

業務実施に必要な会場等は受託者が手配し、使用料等の費用を負担すること。また、原則として業務に必要な物品や機材等は受託者が調達し、これに係る費用を負担すること。

### (5) 資料の作成

参加者等への配布資料が必要な場合は受託者が作成する。上記 4 (1) 及び (3) の業務では資料を必ず作成すること。資料の内容は必要に応じ有識者による監修等を受けること。

### (6) 謝礼の支払い

講師等への謝礼の支払いは受託者が行うこと。上記 4 (5) 及び (6) の成果物、上記 (5) の資料等について有識者の監修等を要した場合の謝礼についても同様とする。

### (7) 事業情報の発信

各業務（上記 4 (5) 及び (6) を除く）の実施を告知するチラシを作成し、関係個所に配布すること。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを通じ、協議会のアカウントによりインターネット上へ告知記事等を投稿する。投稿は委託者に内容を確認した上で、関連情報を織り交ぜて 1 か月に 1 回以上行うこと。

### (8) 印刷物の校正

チラシ等の印刷物は、委託者の確認を受け、校正を行う。回数はいずれも 3 回程度を想定するが、必要な場合にはこれに限らず対応すること。上記 4 (5) 及び (6) の成果物では色校正も行う。

## 6 新型コロナウイルス感染症の動向による業務実施内容の変更等

### (1) 全般

新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、関係するガイドラインの内容を踏まえて適切な感染対策を行った上で業務を実施すること。必要な場合には、委託者と協議の上、参加人数の見直しや、オンラインの活用など開催方法、時期等の変更を行うこと。

### (2) モニターツアーについての特記事項

上記4 (2) のモニターツアーについて、都道府県や市町村の域圏を超える移動の制限や、特定の施設の利用の制限等が要請される事態が生じたために、予定した内容での実施が困難となった場合には、参加者の安全を最優先に考え、ツアー内容を変更すること。この場合、例えば、一般参加者を市内在住者に限ることや、一般参加者を参加させず、市内の旅行業、観光業の事業者や専門家のみを対象にツアーを実施することも考えられる。

なお、事前に収録したツアー映像を配信する方法（以下「リモートツアー」という。）による実施については、実施後に、将来的な旅行商品化に向けた参加者ニーズの把握や課題の分析等が有効に行いけると考えられる場合に限り認めるため、リモートツアーによる実施を検討する場合には、これらを念頭に、効果的な実施方法を検討し、委託者と協議を行うこと。

## 7 留意事項

- (1) 本業務による成果物等（上記4 (5) 及び (6) の成果物に限らず、本業務に付随して作成されるすべての印刷物、配布資料等をいう。以下同じ。）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果物等に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務による成果物等について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 成果物等の公開に伴い、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、このことにより委託者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、個人の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後においても、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (6) 本業務履行にあたり、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (7) 本業務に係る経理はその他の経理と明確に区分し、収支の状況を帳簿により明らかにしておくとともに、内容を裏付ける証拠書類を業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。また、これらについて委託者が提出を求め、又は実地調査を行う場合はこれに協力すること。

(8) 本業務の履行に当たり疑義を生じた場合は、委託者及び受託者の協議のうえ決定する。

8 問い合わせ先（納品先）

札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会事務局

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階 札幌市民文化局文化部文化財課内

## 地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）実施計画書

1 市区町村名	札幌市	2 地域計画等名（策定年度）	札幌市文化財保存活用地域計画 （令和元年度）
3 実施計画の名称	札幌市歴史文化のまちづくり推進事業実施計画		
4 実施計画期間	令和 2 年度 ～ 令和 4 年度 （3カ年計画の2年次目）		
5 文化財保存活用地域計画等における保存、活用の概要とこれまでの取組			
<p>（保存・活用の概要）</p> <p>令和元年度策定の札幌市文化財保存活用地域計画においては、札幌市の歴史文化や特徴、文化財の保存・活用の現状と課題を踏まえ、札幌市の目指す姿「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」の実現につなげるため、文化財の保存と活用に関する基本方針1「文化財の価値や魅力を掘り起こし、広める」、基本方針2「社会全体で文化財を大切に使いながら、次の世代へ伝える」を踏まえた総合的な取組を行う。</p> <p>目指す姿の実現に向けた5つのアクション「①見つける～調査・把握の課題に対する取組」、「②共有する～共有・発信の課題に対する取組」、「③伝える～保存・伝承の課題に対する取組」、「④生かす～活用の課題に対する取組」、「⑤つながる～連携・協働の課題に対する取組」に基づき、具体的な取組を実施していく。</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>平成29年度：「（仮称）札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会」を設置し文化財の保存・活用のあり方について検討を開始。建造物や土木構造物、歴史資料について調査を実施。</p> <p>平成30年度：歴史文化基本構想策定に向け、「札幌市歴史文化基本構想策定委員会」及び「札幌市歴史文化基本構想関係課長会議」を設置し、構想内容について検討を実施。市民参加によるアンケート、ワークショップ、シンポジウムを実施。</p> <p>令和元年度：「札幌市文化財保存活用地域計画」の策定を目指し庁内会議やパブリックコメントを実施。令和2年3月に札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会を設置。（構成団体は札幌市、札幌商工会議所、（一財）札幌観光協会）</p>			
6 文化財を中核とした拠点形成に向けた目指すべき方向性とその課題			
<p>（方向性）</p> <p>地域計画における基本方針2「社会全体で文化財を大切に使いながら、次の世代へ伝える」に基づき、札幌市の都心部に北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）や時計台など観光拠点となる文化財が多く存在している特徴を踏まえ、都心における文化財や歴史文化について観光の拠点形成を促進する。併せて、市民の意見を反映した札幌の関連文化財群を設定し、新たな歴史文化観光や文化財を活かした拠点を形成しつつ、文化財を周遊するルートの設定や情報発信手法の強化を図っていく。</p> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時計台周辺は多くの観光客が訪れるが、「有名な観光地」として外観写真の撮影のみで立ち去る観光客も多く、観光客が文化財を通して札幌の歴史文化への理解を深められるような、観光拠点としての整備が十分ではない。</li> <li>・文化財同士を関連付け、札幌の歴史の魅力を知ってもらえるような市内周遊の仕掛けが十分ではない。</li> <li>・一部の文化財以外の市民認知度が低く、市内の文化財の魅力を伝え、活用する担い手となりうる市民自身が、身近にある多様な文化財の価値や魅力に気づいていない。</li> <li>・今後、文化財の保存や活用の担い手となる、若年層の文化財や歴史文化に対する関心度が低い。</li> </ul>			
7 拠点形成を進める文化財等の地域資源			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・時計台、豊平館、旧札幌控訴院、旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮、八窓庵、清華亭等の都心に位置する文化財</li> <li>・今後、市民参加で設定を目指す札幌市の関連文化財群の構成要素となる文化財等</li> </ul>			

8 実施計画の概要及び補助事業の概要				
(実施計画の概要) 「6」の課題への対応として、「7」に記載した都心の文化財等を中心として、以下の施策を展開していく。 ・市民や観光客に対し、文化財を周遊しながら札幌の歴史文化を知ってもらうことを目的とした事業 ・若年層や文化財に関心のない層にも訴求しうる事業 ・インバウンドに対応した事業  (補助事業の概要) ①人材育成 ・ボランティアガイド育成支援(研修会の実施等) ②普及啓発 ・市民ワークショップの実施(市民参加による関連文化財群とストーリーの設定) ・シンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」の開催(講演、展示、市民参加ワークショップ等) ・文化財モニターツアーの実施(観光客や旅行者等を対象)				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
総事業費	5,762 千円	4,719 千円	5,000 千円	16,762 千円
補助金の交付(要望)額	4,858 千円	1,900 千円	4,250 千円	11,008 千円
9 その他関連事業(他省庁等からの補助(支援)を活用して実施する事業など)				
10 計画実施により想定される定量的な成果等(評価指標、目標値等を設定)				
評価指標の項目	9 市区町村への入込観光客数			
具体的な指標	年間観光客数			
目標値	平成 30 年度 1,584万6千人 ⇒ 令和 4 年度 1,800万人			
評価指標の項目	10 市区町村への入込外国人観光客数			
具体的な指標	外国人年間宿泊者数			
目標値	平成 30 年度 271万9千人 ⇒ 令和 4 年度 350万人			
評価指標の項目	11 地域住民の歴史文化に関する関心度・理解度			
具体的な指標	文化財に関する認知度			
目標値	平成 30 年度 40.40% ⇒ 令和 4 年度 45.00%			
評価指標の項目	4 文化財を活用した催し、体験プラン、ツアー等への参加人数			
具体的な指標	モニターツアーへの参加人数			
目標値	平成 30 年度 0人 ⇒ 令和 4 年度 30人			
評価指標の項目	5 文化観光ガイドの登録者数			
具体的な指標	札幌商工会議所観光ボランティアガイドの登録者数(新規受付していないため現状維持)			
目標値	令和 元 年度 194人 ⇒ 令和 4 年度 194人			
評価指標の項目	6 文化観光ガイドの利用者数			
具体的な指標	札幌商工会議所観光ボランティアガイドの利用者数			
目標値	令和 元 年度 1,047人 ⇒ 令和 4 年度 1,200人			

<b>11 計画実施により想定される定性的な成果等</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会を中心として計画事業を実施することにより、行政、経済観光団体、文化財関係者の連携・協働体制が構築され、札幌市文化財保存活用地域計画による地域総がかりでの文化財保存・活用の推進力の強化につながる。</li> <li>・ワークショップやシンポジウムの開催により、多くの市民が文化財に関心を持つ機会が増え、文化財の保存・活用の機運醸成や、文化財の保存・活用に関わる人材の増加につながる事が期待される。</li> </ul>			
<b>12 実施体制</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本実施計画にかかる全体の企画・調整や、各補助事業に係る指導等は以下の担当課が行う。 市民文化局文化部文化財課</li> <li>・補助事業は次の団体が実施する。 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会 構成団体 札幌市、一般社団法人札幌観光協会、札幌商工会議所（会長：札幌市市民文化局文化部長）</li> </ul>			
<b>13 担当者連絡先</b>			
所 属		ふりがな	
		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	
E-MAIL			
住 所			

※ スペースが足りない場合は、行の高さを変更したり、ページを追加しても差し支えありません。  
 ※ 評価指標を複数設定することも可です。

「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」及び「札幌市歴史文化の観光拠点づくり推進事業」企画支援及び実施業務 業務仕様書 別紙2  
**文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）観光拠点整備計画書**

1 都道府県・市区町村名	札幌市	2 補助事業の種類	地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）				
3 計画の名称	札幌市歴史文化の観光拠点づくり推進事業実施計画						
4 計画期間	令和 2 年度	～	令和 4 年度				
5 計画の概要							
<p>札幌市文化財保存活用地域計画（令和元年度策定）では、札幌市の目指す姿を「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」とし、その実現に向け、基本方針1「文化財の価値や魅力を掘り起こし、広める」、基本方針2「社会全体で文化財を大切に使いながら、次の世代へ伝える」に従って様々な取組を行っていくこととしている。</p> <p>また、措置の考え方として、観光客の往来が盛んな都心エリアの文化財について面的な活用（パッケージとして「見せる」）を推進することにより、文化財の魅力を来訪者にもわかりやすく伝え、札幌の歴史文化を楽しむ観光拠点形成を目指す方針を示している。</p> <p>当該地域計画の方針を踏まえ、都心エリアの文化財について魅力をよりわかりやすく伝えるため、情報発信媒体やサイン・解説等の整備を行い、観光拠点としての札幌の文化財の魅力向上を図るための取組を行う。</p> <p>インバウンド対応については、現状、札幌観光協会のホームページ「ようこそさっぽろ」にて、多言語で市内文化財施設及び開拓使ゆかりの札幌の歴史を巡るルートを紹介しているほか、時計台、豊平館等外国人観光客が多い施設では、Wifi及び展示の多言語案内を実施しているが、外国人観光客が、より快適に市内文化財を周遊し、歴史文化を通して観光満足度を高めることができる環境整備を進めるための取組を行う。</p>							
6 実施体制							
<ul style="list-style-type: none"> <li>本実施計画にかかる全体の企画・調整や、各補助事業に係る指導等は以下の担当課が行う。 市民文化局文化部文化財課</li> <li>補助事業は次の団体が実施する。 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会 構成団体 札幌市、一般社団法人札幌観光協会、札幌商工会議所（会長：札幌市市民文化局文化部長）</li> <li>各年度の事業終了後は、協議会役員及びアドバイザー（文化財建造物、文化財活用、郷土資料の有識者）で構成される協議会並びに本市の文化財保護審議会にて事業の実施報告及び成果の評価を行う。また、評価結果は翌年度の事業計画に反映することとする。</li> <li>計画期間終了後は、それまでの取組結果を踏まえながら、協議会の自主財源の規模に応じ、可能な限り事業を継続する予定。</li> </ul>							
7 計画における目標と期待される効果							
目標区分：	地域の文化遺産を活用した集客・交流						
評価指標区分：	外国人観光客の入込客数（必須）				（具体的な指標は次のとおり）		
具体的な指標：	外国人年間宿泊客数	関連事業：	①②				
目標値：	【現状値】	令和 元 年度	272 万人	⇒	【目標値】	令和 4 年度	350 万人
設定根拠：	札幌市観光街づくりプランと同様の毎年10%程度の伸び率を設定。						
進捗状況：	各年度、状況値、目標に対する達成率						
令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
272 万人	算定中 万人	万人	万人	万人	万人		
0%	#VALUE!						
目標区分：	地域の文化遺産を活用した集客・交流						
評価指標区分：	地域の文化遺産への来場者数				（具体的な指標は次のとおり）		
具体的な指標：	時計台、豊平館、旧札幌控訴院庁舎、旧永山武二郎邸及び旧三菱鉱業寮、清華亭への来館者数			関連事業：	①②		
目標値：	【現状値】	令和 元 年度	453,475 人	⇒	【目標値】	令和 4 年度	452,000 人
設定根拠：	札幌市文化芸術基本計画比置ける文化財施設利用人数目標値の伸び率を踏まえ、毎年伸び率を0.5%と設定。						
進捗状況：	各年度、状況値、目標に対する達成率						
令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
453,475 人	191,117 人	人	人	人	人		
0%	17787%						
目標区分：	（リストから選択してください。）						
評価指標区分：	（リストから選択してください。）				（具体的な指標は次のとおり）		
具体的な指標：				関連事業：			
目標値：	【現状値】	令和 元 年度	（単位）	⇒	【目標値】	令和 元 年度	（単位）
設定根拠：							
進捗状況：	各年度、状況値、目標に対する達成率						
令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
（単位）	（単位）	（単位）	（単位）	（単位）	（単位）		

8 受入環境の整備状況 ※該当する要件に「○」を記入					
Wifi	多言語	キャッシュレス	洋式トイレ	その他（多言語対応ガイド）	その他（ ）
○	○	○	○	○	

9 補助事業の概要					
事業名：	関連文化財群PR及び周遊促進パンフレット作成業務		実施団体：	札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会	
事業区分：	情報コンテンツ作成		事業期間：	令和 2 年度 ～ 令和 4 年度	
事業概要：	市民ワークショップでの意見を参考に設定する関連文化財群を活かし、周遊促進のためのパンフレットを作成する。またこれを基礎とした子供向け冊子も制作する。新型コロナウイルス感染症が収束し、外国人観光客数の回復を見極めながら、インバウンド対応のパンフレットも制作する。				
事業名：	札幌市文化財等PR映像作成事業		実施団体：	札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会	
事業区分：	情報コンテンツ作成		事業期間：	令和 4 年度 ～ 令和 4 年度	
事業概要：	市内の文化財を国内や国外にPRする映像作品を作成する。				

10 その他計画実施により想定される効果（定性的な効果を記載）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンドを含む観光客を視野に入れた、観光拠点としての文化財の周遊促進・PRのための情報コンテンツの充実を図ることで、他の観光資源と合わせて、文化財を面的に活用することが可能となる。</li> <li>・協議会を中心として計画事業を実施することにより、行政、経済観光団体、文化財関係者の連携・協働体制が構築され、札幌市文化財保存活用地域計画による地域社会総がかりでの文化財保存・活用の推進力の強化につながる。</li> </ul>					

11 その他事業（自主財源、民間団体、他省庁等からの補助（支援）を予定している事業など）					
事業概要：					
事業概要：					
事業概要：					

12 「文化財保存活用地域計画（大綱）」、「文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画」、「歴史文化基本構想」の作成状況					
文化財保存活用地域計画（大綱）		文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画		歴史文化基本構想	
認定年月	令和2年2月	認定年月		作成年月	

13 担当部局					
地方公共団体 担当部局課	札幌市市民文化局文化財課（文化財係）				

14 補助金の額の調整の要件（該当するものを選択）					
当該事業が、文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される					○
補助事業者が地方公共団体の場合に財政力指数が0.5以下である又は補助事業者が民間団体の場合に事業規模指数が0.1以上である					○
補助事業者である協議会等に観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している					
当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している					
文化観光推進法の認定を受けた拠点計画及び地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業を実施する					

本件担当者連絡先

TEL		FAX	
ふりがな		E-mail	
担当者氏名			
住所			